

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日發行
(当たる翌日が休日には、
当たる日のと日)

という。)、都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号。以下「政令」という。)及び都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号。以下「省令」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(測量等を行う者の身分証明書等の様式)

第二条 法第二十七条第一項及び第二項の証明書のうち知事の命令又は委任を受けた者が携帶する証明書は、様式第一号によるものとする。

2 法第二十七条第二項の許可証のうち知事の許可証は、様式第二号によるものとする。

(開発行為許可申請書の添付図書)

第三条 省令第十六条第一項の開発行為許可申請書には、法第三十条第二項及び省令第十七条第一項に定めるもののほか、次の各号に掲げる図書(主として、自己の居住の用に供する住宅若しくは住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為にあつては、第二号及び第三号に掲げる図書を除く。)を添付しなければならない。

一 開発区域の面積を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの

二 申請者の資力及び信用に関する様式第三号による調書

三 工事施行者の能力に関する様式第四号による調書

四 その他知事が必要と認める図書

(設計説明書の様式)

第四条 省令第十六条第二項の設計説明書は、様式第五号によるものとする。

(関係権利者の相当数の同意を得たことを証する書類)
第一条 この規則は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下「法」)
(趣旨)

都市計画法施行細則

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十年一月二十六日

規則

◆規則 都市計画法施行細則

目

次

第五条 省令第十七条第一項第三号の書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第三十三条第一項第十四号に規定する者の相当数の様式第六号による同意書

二 前号の同意書に押印した印に係る官公署の作成した印鑑証明書

三 法第三十三条第一項第十四号に規定する者全員に関する様式第七号による調書

四 法第三十三条第一項第十四号に規定する区域内の土地及び建物の登記簿の謄本並びに当該区域内の土地の不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第十七条に規定する地図の写し

（設計者の資格を証する書類）

第六条 省令第十七条第一項第四号の書類は、様式第八号による調書とする。

（既存の権利者の届出手続）

第七条 法第三十四条第九号の規定による届出は、様式第九号による届出書を提出してしなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一 届出に係る土地の位置を表示する図面で縮尺二万分の一以上のもの
二 届出に係る土地の区域を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの
三 届出に係る土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していることを証する書類

四 届出に係る土地の不動産登記法第十七条に規定する地図の写し
(市街化調整区域における開発区域の面積の特例)

第八条 政令第三十一条ただし書の規定により、産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為につき、知事が別に定める開発区域の面積は、五ヘクタールとする。

（開発許可標識の掲示）

第九条 開発許可を受けた者は、当該許可に係る工事の期間中、当該工事場所の見やすい位置に、様式第十号による標識を掲示しなければならない。

（開発行為に関する工事の完了公告前における建築等の承認の申請）

第十条 法第三十七条第一号の規定による承認を受けようとする者は、様式第十一号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一 申請に係る建築物又は特定工作物の開発区域内における位置を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの

二 申請に係る建築物又は特定工作物の平面図及び二面以上の断面図で縮尺五百分の一以上のもの

三 その他知事が必要と認める図書

（開発行為に関する工事の廃止の届出書の添付図書）

第十一條 省令第三十二条の開発行為に関する工事の廃止の届出書には、廃止したときの開発行為に関する工事の実施状況を表示する図面で縮尺千分の一以上のものその他知事が必要と認める図書を添付しなければならない。

（市街化調整区域における開発許可に付された制限に係る建築物の建築の特例許可の申請）

第十二条 法第四十一条第二項ただし書の規定による許可を受けようとする

る者は、様式第十二号による申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の申請書について準用する。
(開発許可に係る予定建築物等以外の建築等の特例許可の申請)

第十三条 法第四十二条第一項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、様式第十三号による申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の申請書について準用する。

(開発許可等に基づく地位の承継の届出)

第十四条 法第四十四条の規定により地位を承継した者は、様式第十四号による届出書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、地位を承継したことと証する書類を添付しなければならない。

(開発許可に基づく地位の承継の承認の申請)

第十五条 法第四十五条の規定による承認を受けようとする者は、様式第十五号による申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書(主として、自己の居住の用に供する住宅若しくは住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為にあつては、第二号及び第三号に掲げるものを除く。)を添付しなければならない。

- 一 開発区域内の土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類
- 二 省令第十六条第五項の資金計画書
- 三 申請者の資力及び信用に関する様式第三号による調書
- 四 その他知事が必要と認める図書

(開発登録簿の調書の様式)

- 第十六条 省令第三十六条第一項の調書は、様式第十六号によるものとする。

(市街地開発事業等予定区域の区域内等における建築等の許可の申請)

第十七条 法第五十二条の二第一項(法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けようとする者は、様式第十七号による申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。
一 申請に係る土地の位置を表示する図面で縮尺二万分の一以上のもの
二 申請に係る土地の区域を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

三 申請に係る行為の施行方法を表示する図面で縮尺五百分の一以上のもの

(事業予定地の指定等の申出手続)

第十八条 法第五十五条第二項の規定による申出は、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による申出書を提出してしなければならない。

- 一 法第五十五条第一項の規定による土地の指定をすべきことの申出

- 二 法第五十六条第一項の規定による土地の買取りの申出及び法第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことの申出

- 一 前項の申出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

二 申出に係る土地の区域を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

(事業予定地内の土地の買取りの申出手続)

第十九条 法第五十六第一項の規定による知事に対する申出は、様式第二十号による申出書を提出してしなければならない。

2 前項の申出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一 申出に係る土地の位置を表示する図書で縮尺二万分の一以上のもの

二 申出に係る土地の区域を表示する図面で縮尺五百分の一以上のもの

三 申出に係る土地の不動産登記法第十七条に規定する地図の写し

四 申出に係る土地を所有していることを証する書類

(土地有償譲渡届出書の添付図書)

第二十条 前条第二項の規定は、省令第四十三条第一項の土地有償譲渡届出書について準用する。

(事業地内における建築等の許可の申請)

第二十一条 法第六十五条第一項の規定による許可を受けようとする者は、様式第二十一号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一 申請に係る土地の位置を表示する図面で縮尺二万分の一以上のもの

二 申請に係る土地の区域を表示する図面で縮尺五百分の一以上のもの

三 申請に係る行為の施行方法を表示する図面で縮尺二百分の一以上のもの

(立入検査を行う者の身分証明書の様式)

第二十二条 法第八十二条第二項の証明書のうち知事の命令又は委任を受けた者が携帯する証明書は、様式第二十二号によるものとする。

(開発行為又は建築等に関する証明書の交付請求手続)

第二十三条 省令第六十条又は省令附則第三項の規定による請求は、様式第二十三号による請求書を提出してしなければならない。

2 前項の請求書には、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請に係る計画を表示する図書を添付しなければならない。

3 第二十四条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、所轄土木事務所長を経由して提出しなければならない。

(書類の経由)

第二十四条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、所轄土木事務所長を経由して提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画法施行規則の廃止)

2 都市計画法施行規則（昭和三十六年四月鳥取県規則第二十五号）は、廃止する。

(法附則第四項の開発行為に対する規定の準用)

3 第三条から第六条まで及び第九条から第十六条までの規定は、法附則第四項の場合について準用する。

様式第1号(第2条関係)

(表 面)

第 号

身分証明書

写 真

所 属

職 名

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、都市計画法第25条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、
及び同法第26条第1項の規定により障害物を伐除し、又は土地に試掘等を行うことが
できる者であることを証する。

年 月 日

職 氏 名 圖

(裏面)

都市計画法(抜粋)

(調査のための立ち入り等)

第25条 建設大臣、都道府県知事又は市町村は、都市計画の決定又は変更のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、みずから立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の3日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。
- 5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第26条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行なおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、建設大臣、都道府県知事若しくは市町村又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(証明書等の携帯)

第27条 第25条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

- 2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。
- 3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

様式第2号(第2条関係)

第 号

土地試掘等許可証

住所
氏名

年 月 日付

で申請の土地の試掘等は、

都市計画法第26条第1項の規定により、下記のとおり許可する。
 よつて、この証を交付する。

年 月 日

職 氏 名 団

記

試掘等を行う期間	
試掘等を行う土地の所在及び地番	
試掘等の内容	
許可条件	

様式第3号(第3条、第15条関係)

資力・信用調書

設立(業務開始)年月日					
関係法令による登録等					
概要	資本金	千円	資産総額	千円	
	前年度事業量	千円	主たる取引金 融機関		
	前年度又は前 年の納税額	法人税又は所得税	事業税	千円	
	従業員数	人(うち土木技術者)	人 建築技術者	人)	
工事監理者住所氏名					
役員略歴	職名	氏名	年令	在年 社数	資格・免許・学歴等
宅地造成経歴	工事名	工事施行者名	工事施行場所	面積	許認可番号 年月日

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住 所
申請者 氏名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

様式第4号(第3条関係)

工事施行者調書

設立(業務開始)年月日							
関係法令による登録等							
事業概要	資産総額			主たる取引 金融機関			
	前年度又は前 年の納税額	法人税又は所得税 千円		事業税 千円			
	従業員数	事務	技術	その他	小計	労務	合計
	人	人	人	人	人	人	
建設業法第26条による 主任技術者住所氏名							
技術者略歴	職名	氏名	年令	在社年数	資格・免許・学歴等		
宅地造成工事等施行経歴	注文主名	工事名	工事施行所	面積	元請・下請の別	許認可番号	着工・完成年月
上記のとおり相違ありません。							
年 月 日							
住 所 工事施行者 氏 名							
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)							

様式第5号(第4条関係)

設 計 説 明 書

団地名

設計者氏名



(その1) 総括表 年 月 日作成

設計の方針	事業の目的				区域選定の理由				
	設計上特に配慮した事項		(区域内の土地利用計画、公共施設計画、公益的施設の配置等についての基本構想(特に区域外との関連について))						
他法令による許認可等		国有財産法	道路法	河川法	農地法	農振法	その他		
工事費の概算		千円							
工区分	区分		第一工区	第二工区	第三工区	計			
	工区に含まれる地域の名称								
	面積(平方メートル)								
	着工・完了予定年月日								
	工事施工者名								
開発区域内の土地の現況	地域地区	区域区分		用途地域			その他の地域地区		
		市街化区域							
		市街化調整区域							
	地概目要別の 概要	区分	宅地	農地	山林	公共施設用地	その他	計	
		面積 (平方メートル)							
		比率 (パーセント)						100	
	上有記別の概要	公有地 (平方メートル)						(パーセント)	
		申請者の所有地 (平方メートル)						(パーセント)	
		その他 (平方メートル)						(パーセント)	
	その他	(地区の性格、発展状況等について)							
土地利用計画	土別地利の用 途計画	建築物敷地		公共施設用地		その他	計		
		区分	一般宅地	公益施設用地					
		面積 (平方メートル)							
	比率 (パーセント)						100		
	区画計画設定	区画の規模	100平方メートル未満	100平方メートル以上	150平方メートル未満	200平方メートル未満	250平方メートル未満	300平方メートル以上	計
区画数									
公整共備施設計画の	用分地類の 概要	区分	道路	河川・運河・水路	公園	緑地・広場	消防用貯水施設	下水道	計
		面積 (平方メートル)							
その他	(上水道その他の公益施設の整備計画等について)								

(その2) 造成計画表

地形・土質	概要				擁壁	高さ	(最高)	m
	土質試験の実施項目及びその結果					勾配	(最高)	
切盛土量	切土	高さ m~	量 m	量 m ³	雨水・排水計画	構造		
	盛土	高さ m~	量 m	量 m ³		集水区域		ha
長大法面	切土	高さ m	勾配		放流先の河川・水路等の状況	降雨強度		
	盛土	高さ m	勾配			到達時間		
道路	標準断面				断面	流出係数		
	法面保護					排水方法	側溝・管渠・その他()	
	幅員	最小 m	最大 m		汚水処理計画	名称		
	勾配	(最高)				管理者		
	構造				工事中の防災計画	改修の有無	有・無	
						断面		
					その他			

(その3) 公共施設等整備計画表

区分	名 称	施 行 前			施 行 後			付替後の 従前の公 共施設用 地の帰属	摘要
		設計図に 付した新 幅員(メー トル)	状寸法 積面(平方 メートル)	管理者	所有者 新設、付 替、存続 改良の別	設計図に 付した新 幅員(メー トル)	状寸法 積面(平方 メートル)		
街 道									
路 路	小 計								
河川・水路	小 計								
公 園	小 計								
緑地・広 場	小 計								
消防用貯 水施設	小 計								
下水道	小 計								
その他の 公益施設	小 計								
合 計									

備考

- 1 工区に分けた場合は、工区ごとに作成すること。
- 2 「整備計画」欄は、各種別ごとに次の事項を記入すること。
 (1) 歩車道の区分ある街路については、[3.5m~9m~3.5m] 等と標準断面を明示すること。
 (2) 街路については、平均切盛高、最高切盛高、舗装種別、植樹の内容、側溝の種類及び規模等を具体的に記入すること。
 (3) 公園については、平均切盛高、最高切盛高、植樹の内容及び主要な公園施設の種類を具体的に記入すること。
 (4) 水路については、標準断面、構造等を具体的に記入すること。

様式第6号(第5条関係)

(番号)

開発行為の施行等に関する同意書

開発行為者
住所
氏名

私が権利を有する下記の物件について、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を施行し、及び当該開発行為に関する工事を実施することに同意します。

年 月 日

権利者
住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者)
記

物件の種類	所在及び地番	地目又は用途 面積又は延べ面積	権利の種類	摘要

備考 「物件の種類」欄には、土地又は工作物の別を記載すること。

様式第7号(第5条関係)

開発行為に関する権利者調書

物件の種類	所在及び地番	地目又は用途 面積又は延べ面積	権利の種類	権利者の氏名	同意の有無	摘要	同意書に付した番号

備考 「物件の種類」欄には、土地又は工作物の別を記載すること。

様式第8号(第6条関係)

設計者資格調書

資格に関する最終学歴	学校名	所在地			
	学部名及び専攻学科名	修業年月	年 月 卒業 年中退		
資格免許等	資 格 内 容	取得年月日	登録又は合格の番号		
	<input type="checkbox"/> 技術士(部門)				
	<input type="checkbox"/> 一级建築士				
<input type="checkbox"/> そ の 他 ()					
建設大臣が同等以上と認めた事項	認定講習会	名 称	修了年月日		
			年 月 日		
その他の					
実務経歴	勤務先の名称	所 在 地	在職期間 (年月～年月)	職 名	職務内容
			～		
			～		
			～		
			～		
		通算 年 月			
設計経歴	事 業 主 名	工事施行者名	工事施行場所	面 積	設 計 年 月
*該当資格	第1号のイ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト 都市計画法施行規則第19条 第2号				
都市計画法第31条に規定する設計者の資格については、上記のとおり相違ありません。					
年 月 日					
設計者 住 所 氏 名 (年 月 日生)					

備考

- 1 □印については、該当のものにレをすること。
- 2 *印の欄は、記入しないこと。

様式第9号(第7条関係)

既存権利者届出書

職 氏名・職

都市計画法第34条第9号の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号□□□□-□□

届出者

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の)
(氏名)

電話番号

記

届出者の職業
(法人にあつては、
その業務の内容)

所在及び 地番	地目 (平方メ トル)	地 積 (平 方メ トル)	農地転用許可の 年月日及び番号	所 有 者
------------	-------------------	---------------------------	--------------------	-------------

工事		施工者	現場 監理者	工事予定期間	年	月	日から	年	月	日まで
権利を有してい た目的	<input type="checkbox"/> 自己の居住の用に供する建築物を建築する目的 <input type="checkbox"/> 自己の業務の用に供する建築物を建築する目的 <input type="checkbox"/> 自己の業務の用に供する第1種特定工作物を建設する目的									

土地の利用に関する
権利を有する場合に
おける当該権利の
種類及び内容

その他参考事項

備考 印については、該当のものにレをすること。

様式第10号(第9条関係)

都市計画法による開発許可標識

開発許可の 年月日及び番号	年	月	日	第	号
------------------	---	---	---	---	---

開発区域に含ま れる地域の名称	
--------------------	--

許可を
受けた者住所
氏名
(名称)住所
氏名
(名称)(電話番号
(電話番号))

昭和60年1月26日曜土曜

様式第11号(第10条関係)

工事完了公告前における建築等承認申請書

職 氏 名 殿

開発行為に関する工事の完了公告前における建築物の建築の承認を受けたいので、都市計画法施行細則第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日 郵便番号□□□□-□□□

住所

申請者 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の)
〔氏名〕
電話番号
記

開発許可の年月日及び番号		年	月	日	第	号
敷地	所在及び地番 (面積) (平方メートル)					
建物又は特定工作物						
構造及び規模						
申請理由						

様式第12号(第12条関係)

市街化調整区域における開発許可に付された建築物の建築の特例許可申請書

職 氏 名 殿

市街化調整区域における開発許可に付された制限に係る建築物の建築の特例許可を受けたいので、都市計画法施行細則第12条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日 郵便番号□□□□-□□□

住所

申請者 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の)
〔氏名〕
電話番号
記

開発許可の年月日及び番号		年	月	日	第	号
建築物内容	開発許可に付された制限の 内容					
建物	制限に関する事項					
敷地	所在及び地番 (面積) (平方メートル)					
用	用途					
構造及び規模						
申請理由						

収入証紙
はり付け
欄

昭和60年1月26日曜日

様式第13号 (第13条関係)
予定建築物等以外の建築等の特例許可申請書
職 氏 名 殿

収入証紙 はり付け 欄

開発許可に係る予定建築物等以外の建築物に係る新築(改築・用途変更)工作物の新設の許可を受けないので、都市計画法施行細則第13条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日 郵便番号□□□-□□

申請者 住 所 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の)
電話番号

記

開発許可の年月日及び番号	年	月	日	第	号
開發行為に係る工事の完了 了告の年月日及び番号	年	月	日	第	号

開発許可に係る予定建築物等の用途

用 途	敷 地	構 造 及 び 規 模
	所在地及び地番 (面積) (平方メートル)	

承継に係る許可の年月日及び番号	年	月	日	第	号
被承継人の住所及び氏名又は名称					
承継 年 月 日	年	月	日		

承継の原因
申 請 理 由

様式第14号 (第14条関係)

開発許可等に基づく地位の承継届出書

職 氏 名 殿

開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の許可に基づく地位を承継したので、都市計画法施行細則第14条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日 郵便番号□□□-□□

届出者 住 所 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の)
電話番号

電話番号
記

様式第15号 (第15条関係)

開発許可に基づく地位の承継承認申請書

職 氏 名 殿

開発許可に基づく地位の承継の承認を受けないので、都市計画法施行細則第15条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号□□□□-□□

住 所

申 請 者

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の
氏名)

電話番号

記

収入証紙 はり付け 欄

承継に係る開発許可の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
被承継人の住所及び氏 名又は名称	
権原取得年月日	年 月 日
取得した権原の種類	

様式第16号 (第16条関係)

開発許可を受けた 者の住所及び氏名	開発許可の年月日 及び番号	承継の原因 由	承継人の住所及び 氏名		承認(受理)年月日	年 月 年 月
			地 位 の 承 継	承 継 人 の 住 所 及 び 姓 名		
許 可 内 容	開発区域に含 まられる地域の 名 称					備 考
	開 發 區 域 面 積	面 積 m ²	區 別 面 積 上 面 積			1 市街化調整区域の場合その 該当する許可基準等
	予定建築物等	(自己用)・(自己用以外)				2 許可条件
	法第41条第1 項の規定によ る制限の内容					
變 更 許 可	年 月 日	變 更 の 内 容				
完 了 檢 查	工 区 名	檢 查 年 月 日	完了公告の年月日及び番号			
		年 月 日	年 月 日	第 号		

様式第17号(第17条関係)

市街地開発事業等予定区域の区域等内に

における建築等許可申請書

職 氏 名 殿

市街地開発事業予定区域の区域内における
施行予定者が定められている都市計画施設の区域等
土地の形質の変更
建築物の建設
作物の建設
の許可を受けたいので、都市計画法施行細則第17条第
1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

申出者

年 月 日 郵便番号□□□-□□□

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の)
(氏名)

電話番号

記

様式第18号(第18条関係)

事業予定地指定申出書

職 氏 名 殿

都市計画施設の区域内の土地を事業予定地として指定されるよう、都市
計画法第55条第2項の規定により、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

申出者

都市計画施設の種類及
び名称都市計画の決定告示の
年月日及び番号

申出に係る土地の区域

市街地開発事業等予定区域、 都市計画施設又は市街地開発 事業の種類及び名称	
建築等を 行う土地	所在及び地番 (面積) (平方メートル)
建築等の内容	

都市計画施設の種類及 び名称	
都市計画の決定告示の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
申出に係る土地の区域	

昭和60年1月26日

県 取 鳥 公

様式第19号（第18条関係）

事業予定地内の土地の買取申出等の相手方

指定申出書

職 氏 名 殿

事業予定地内の土地の
有償譲渡の届出の相手方として定められるよ
う、都市計画法第55条第2項の規定により、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

郵便番号□□□-□□

住所

申出者

氏名

④

(法人にあつては、名称及び代表者の)
(氏名)

電話番号

記

都市計画施設又は市街地開発事業の種類及び 名称					
申出又は届出をすべき 土地の区域					
申出又は届出の相手方 の住所及び氏名					

建築不許可通知の年月 日及び番号	年	月	日	第	号		
買取りを 申し出る 土地	所在及び地 番	地	目				
買 取 希 望 価 額							
土地の利用に著しく支 障をきたす理由							

様式第20号（19条関係）

事業予定地内の土地の買取申出書

職 氏 名 殿

事業予定地内の土地を買い取られるよう、都市計画法第56条第1項の規
定により、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

郵便番号□□□-□□

住所

申出者

氏名

④

(法人にあつては、名称及び代表者の)
(氏名)

電話番号

記

様式第21号(第21条関係)

事業地内における建築等許可申請書

様式第22号(第22条関係)

(表面)

職 氏 名 殿

事業地内における
建築物の
工事の
設置(たいた積)
の許可を受けたいので、都市
計画法施行細則第21条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年

月

日

郵便番号□□□-□□□

住所

申請者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の)
〔氏名〕

電話番号

記

写 真

身分証明書

所 属

職 名

年 月 日生

第 号

職 氏 名 団

上記の者は、都市計画法第82条第1項の規定により、他人の土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる者であることを証する。

年 月 日

建築等を 行う土地 (平方メートル)	所在及び地番
建築物又 は工作物 用 途	建築等の 構造及び 規 模
そ の 他 内 容	目 的 内 容
土 地 に 関 す る 権 利	

年 月 日	職 氏 名 団
記	

(裏面)

都市計画法(抜すい)

(監督処分)

(第81条) 建設大臣又は都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、認可若しくは確認(都市計画の決定又は変更に係るもの)を除く。以下この条において同じ。)を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件の改築、移転若しくは解却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(1)

この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく处分に違反した者

(2) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく处分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないでみずからその工事をしている者若しくはした者

(3) この法律の規定による許可、認可又は承認に附した条件に違反している者は確認を受けた者

(4) 詐欺その他の不正な手段により、この法律の規定による許可、認可、承認又は確認を受けた者

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定により处分をし、又は必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、当該処分又は措置を命ぜべき者について聽聞を行わなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくて聽聞に応じないとき、又は緊急やむを得ないときは、この限りでない。

3 過失がなくて当該措置を命すべき者を確認することができないときは、建設大臣又は都道府県知事は、その者の負担において、当該措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行なうべき旨及びその期限までに当該措置を行なわないときは、建設大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行なう旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(立入検査) 建設大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行なうため必要がある場合には、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第23号(第23条関係)

開発行為又は建築に関する証明書交付請求書

職 氏 名 殿
都市計画法施行規則 第23条第1項 の規定により、下記の建築物の計画が都市計画法 の規定に適合している旨の証明書の交付を請求します。

年 月 日

郵便番号□□□□-□□□

請求者

住 所

氏 名

記

(法人にあつては、名称及び代表者の

〔氏名〕

記

電話番号

記

敷 地	所 在 及 び 地 番	区 域 分 類 (平方メートル)	市街化区域・市街化調整区域・未線引区域
	面 積		
新 築、增 築 等 の 別			
用 途			
構 造 及 び 規 模			